

中野区保育の質ガイドラインの策定について

中野区保育の質ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）については、中野区子ども・子育て会議の答申を受けてガイドライン（案）を作成し、区民意見交換会等を実施したところである。

ここで寄せられた意見を踏まえガイドラインを策定したので報告する。

記

1 区民意見交換会等の実施状況

(1) 区民意見交換会で意見募集

No	会場	日時	参加者数
1	中野区役所	12月14日（土） 14時～16時	1人
2	南部すこやか福祉センター	12月16日（月） 19時～21時	5人
3	野方区民活動センター	12月17日（火） 19時～21時	15人
合計			21人

(2) 区ホームページで意見募集

12月16日（月）に区ホームページにガイドライン（案）を掲載し、12月23日（月）まで意見募集

提出方法	人数
電子メール	5
ファクシミリ	0
郵送	0
窓口	0
合計	5

(3) 意見の内容

別添1のとおり

2 ガイドライン（案）からガイドラインへの変更点
なし

3 ガイドライン
別添のとおり

4 今後の予定
令和2年3月 関係施設にガイドラインを配付、活用開始

区民意見交換会等で寄せられた主な意見と区の考え方
(8項目)

No	主な意見	区の考え方
1	子どもの権利について明記され、保育所保育指針に沿った内容となっており、私立保育所の運営にも良い影響があるものと期待している。	私立保育所を含めた各施設の職員一人ひとりにガイドラインの周知を図り、効果的に活用されるよう取り組んでいく。
2	ガイドラインの遵守状況が保育の質の判断基準になる。保護者が保育所に対する理解を深め、保育所と健全な信頼関係を築く一助になってほしい。	各施設を通じてガイドラインを保護者にも周知し、各種取組をご理解いただく契機としていく。
3	ガイドラインが示すのは最低ラインなのか理想像なのか。	目指すべき保育を示している。各施設がガイドラインを遵守すれば望ましい保育が提供されるものと考えている。
4	保護者がその施設に安心して子どもを預ける判断基準とするためには、もっと具体的な表現を増やすべきではないか。	保育の理念や方向性については抽象的な表現にならざるを得ないが、現場での様々な場面を想定し、具体的なチェックリストを掲載している。
5	チェックリストを使用する主体は誰なのか明示が必要ではないか。	事業者によって関係者の役割が異なることもある。関係者がそれぞれの立場で役割を果たすことでより良い施設運営が行われることが重要と考えている。
6	I C T活用の記載が見受けられないが、保護者との連絡ツールや保育時間管理、その他 I C T導入による効率化を促す視点があってもよいのではないか。	すでに多くの施設では、園児情報の記録、年間指導計画の作成、職員のシフト管理等を効率化する業務支援システムの導入が進んでいるものと認識している。
7	ガイドラインは1年ごとに見直しを図るべきではないか。	ガイドラインの定着を図るため、内容の見直しは3年を目途としている。なお、制度改正等に伴う追記は適宜行う。
8	ガイドラインに強制力はないが、保育所の運営状況を各自がチェックして区に提出することになれば、各施設の実態が判明し、パワーハラスメント等の抑止力が働くのではないか。	ガイドラインは内部告発を目的とするものではない。各施設の運営状況は、指導検査や巡回指導の中で確認していく。

中野区

保育の質ガイドライン



はじめに

グローバル化の進展や人口の減少や高齢化、A I の進歩等、子どもたちを取り巻く環境は、これからますます変化が急速で予測が困難な時代になるといわれています。しかし、どのような時代でも、子どもたちがたくましく生きるためには、自立した人間として、他者と協働しながら、未来を切り開いていく力が必要です。

中野区では、生涯にわたる人格形成にとって極めて重要な乳幼児期に「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」ことを教育理念とし、すべての子どもたちが自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・身体力等の「生きる力」を身に付け、一人ひとりが自立し、地域社会の一員として、生きがいをもって生活していることができるようにと、中野区教育ビジョン(第3次)を策定しました。また、子どもたちの幸せを願い「子どもが輝く中野」の実現に向け、切れ目のないサポートや子どもたちの教育環境の充実を図り「子育て先進区」を目指しています。

平成30年4月から幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園においては、新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が全面実施となりました。また、小学校においても、新しい学習指導要領が令和2年に全面実施の予定です。この大きな改訂では乳幼児期から高等学校までを通して育成すべき資質・能力が示されました。さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明示され、就学前教育・保育施設と小学校との間でその姿を共有し、接続していくことが求められています。改めて幼児教育の重要性が明確になりました。

このような社会全体の大きな期待の中、どの就学前教育・保育施設においても、未来を築く子どもたちの育成に責任を果たしていかなければなりません。子どもたちの興味や関心に応じながら、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、遊びや生活の中で子どもたちが心と身体を豊かに成長していけるよう本ガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、中野区子ども・子育て会議に諮問し、就学前教育・保育施設関係者、学識経験者、保護者等様々な立場の方をメンバーとした部会で検討を重ねた内容を基に策定しています。本ガイドラインが子どもの教育・保育に関わるすべての方々に参考していただき、大人も子どもも生き生きとした生活を展開していけるよう心から願っております。



目次

中野区保育の質ガイドライン策定の背景	P. 1
中野区保育の質ガイドラインの位置付け	P. 2
本ガイドラインの見方・使い方	P. 3
1 中野区の保育	P. 4
(1) 子どもの権利	P. 4
(2) 養護と教育を一体的に展開する	P. 5
(3) 保育環境	P. 7
ア 保育者は最大の人的環境	P. 7
イ 健康で安全な環境の確保	P. 7
ウ 自発的な遊びを促す環境	P. 7
エ 生活や遊びを豊かにする自然環境・地域環境	P. 8
(4) 教育・保育計画と評価	P. 9
(5) 保育の内容	P. 12
ア 各視点・領域における保育のねらいと内容	P. 12
イ 「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	P. 13
ウ 小学校教育との接続	P. 17
(6) 子どもの健康支援と健康教育・食育	P. 18
ア 子どもの健康支援	P. 18
イ 健康教育	P. 18
ウ 食育	P. 20
(7) 安全管理(保育環境の安全確保)	P. 22
ア 事故防止	P. 22
イ SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防	P. 23
ウ 園外保育時の事故防止	P. 23

エ	プール・水遊びの事故予防	P. 23
オ	災害への備え	P. 23
カ	防犯対策	P. 23
(8)	特別な支援を要する子どもへの対応	P. 25
ア	発達に課題のある子どもの支援	P. 25
イ	外国籍家庭等特別な配慮を必要とする子どもの支援	P. 26
ウ	不適切な養育等が疑われる家庭への支援	P. 26
(9)	子育て支援と地域との連携	P. 28
ア	就学前教育・保育施設の保護者に対する子育て支援	P. 28
イ	地域の保護者に対する子育て支援	P. 28
ウ	地域との交流や連携	P. 29
2	保育者等の資質向上の取組	P. 30
3	施設の運営体制	P. 32
4	保育の質の向上のため、それぞれに求められること	P. 34

【本ガイドラインの用語の説明】

- 就学前教育・保育施設：中野区内認可・認証保育所
地域型保育施設
幼保連携型認定こども園
認可外保育施設・幼稚園
- 保育士：保育士資格を有する者
- 保育者：就学前教育・保育施設において保育に携わる者
- 保育者等：保育者・看護師・栄養士・調理師・用務員・事務員等



中野区保育の質ガイドライン策定の背景

子ども・子育て支援新制度開始から5年目を迎え、就学前教育・保育施設の量的拡大が進み、中野区においては、待機児童解消のため民間就学前教育・保育施設を誘致する等して保育定員を約4,700余人分増やしております。

これからの少子・高齢社会の到来に向け、将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちを実現することはとても重要であり、子どもと子育て家庭に対する総合的な支援を推進していくことが求められています。また、幼児教育の無償化や働き方の多様化、女性の就労が増える社会状況等に対応していくため、引き続き就学前教育・保育施設を整備し、定員の拡大を図っていく必要があります。

一方、就学前教育・保育施設の量的拡大とともに、教育・保育の質の確保、向上が一層重要になっています。保育施設は、保育所保育指針に基づき、これまでも一定の質を確保しながら運営してきましたが、最近の保育者不足や保護者の保育ニーズの多様化により、これまで以上に質の維持及び質の向上が求められています。

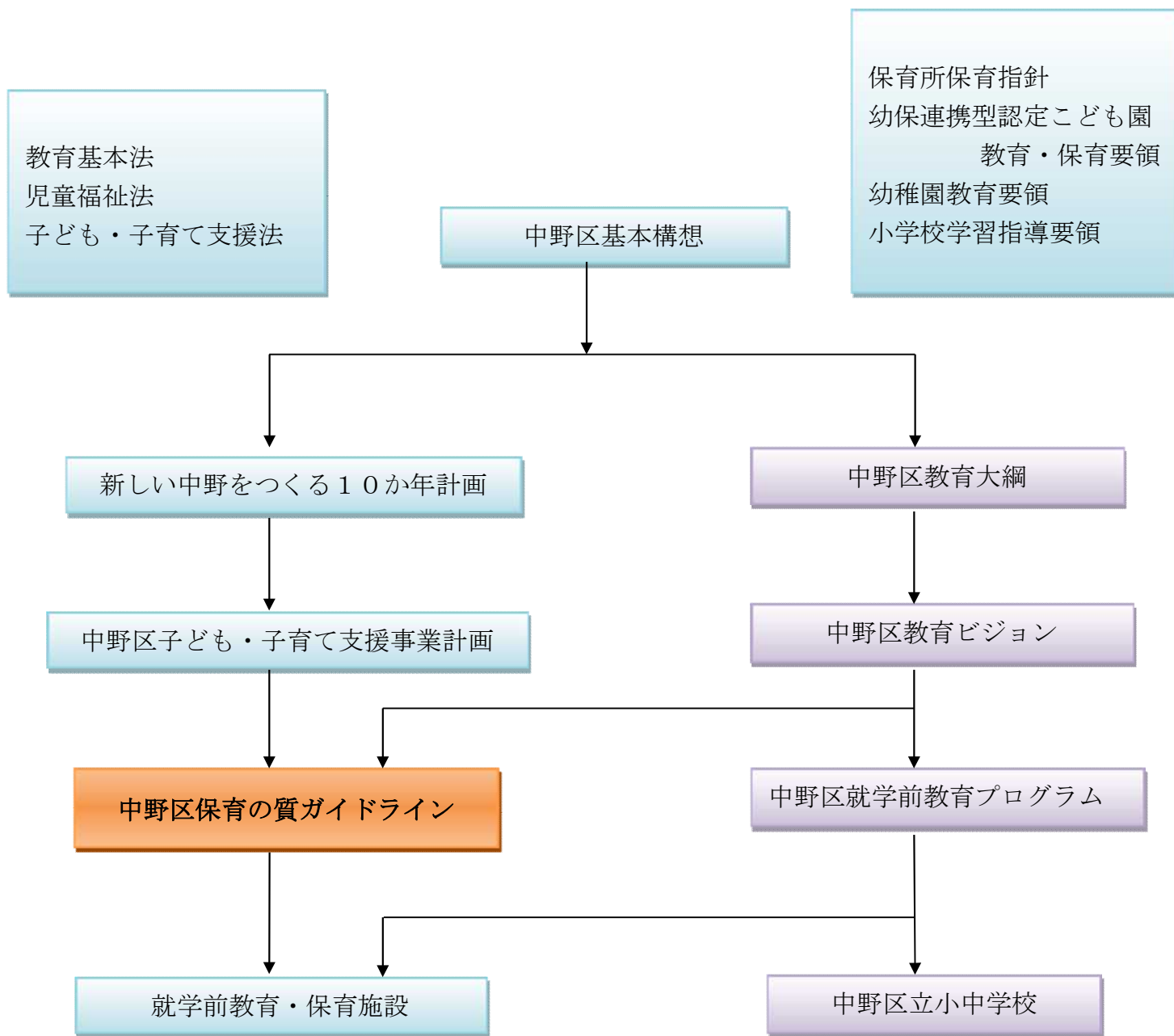
こうした状況を踏まえ、中野区内すべての就学前教育・保育施設において、子どもたちの成長、発達に十分配慮しながら、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に子どもたちに提供するために、「中野区保育の質ガイドライン」（以下、ガイドラインという）を策定しました。中野区では「中野区子ども・子育て支援事業計画」の基本理念等に基づき就学前教育が行われています。また、中野区教育委員会が平成24年12月に策定した「就学前教育プログラム」において描かれている就学前教育の考え方や子どもの姿を踏まえながら、子どもの最善の利益を守り、一人ひとりの子どもの発達に適切な援助を行う、養護と教育を担う就学前教育・保育施設の基本的な指針となるのがこの「ガイドライン」です。

このガイドラインでは、「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、行政や事業者の果たすべき責任と役割を定め、保護者の参加・参画を推進すること、地域の資源を生かしながら包括的な仕組みを構築することにより、保育の質の維持・向上を目指しています。また、保育者等一人ひとりにおいても日々の保育の振り返りにこの「ガイドライン」を役立てていただけるよう中野区は保育者等を支援し、連携を図っていきます。また、保護者、地域、事業者、中野区が「ガイドライン」を共有し、それぞれの立場、役割を意識し、就学前教育・保育施設における保育の内容や取組について理解を深めていただくために活用していきます。

《中野区子ども・子育て支援事業計画 基本理念》

「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」

中野区保育の質ガイドラインの位置付け



《本ガイドラインの見方・使い方》

1 中野区の保育

(1) 子どもの権利

【子どもたちの姿】 一人ひとりの人間として尊重され、心身ともに健康に、自分らしく育っている。

- ・子ども一人ひとりに寄り添う誠実な保育を実践します。
- ・子どもの心情を丁寧に汲み取り、安心できる生活環境を提供します。

日本国憲法に基づき、すべての児童の幸福を図るために定められた児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」とされています。子どもの権利は、すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、私たち大人は、この子どもの権利を守る責任があります。中野区では、教育・保育の中で、子どもの権利を守ることを一番大切にし、教育・保育全体を通して十分に配慮することが重要と考えています。

【(子どもの権利) チェックリスト】

【子どもの権利を守る立場としての保育者の役割】

- 子どもの権利を守る立場を自覚し、保育内容や保護者との連携等、十分に配慮している。
- 子どもに伝えたいことがあるときには、その子どもにわかりやすい言葉を使い、伝えている。

【子どもたちの姿】

子どもが中心の保育を大切にしたいので、『こんな子どもに育てほしい』という姿を参考に示しています。もちろん、個々の育ちのプロセスやペースを尊重することが基本です。

この枠内には、子どもたちの育ちを支える保育者の姿勢を示しています。

その項目についての中野区の考え方や取り組む姿勢について示しています。

【チェックリスト】

保育者自身の保育を振り返る視点を示していますので、ご活用ください。



1 中野区の保育

(1) 子どもの権利

【子どもたちの姿】 一人ひとりの人間として尊重され、心身ともに健康に、自分らしく育っている。

- ・子ども一人ひとりに寄り添う誠実な保育を実践します。
- ・子どもの心情を丁寧に汲み取り、安心できる生活環境を提供します。

日本国憲法の精神に基づき、すべての児童の幸福を図るために定められた児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」とされています。子どもの権利は、すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、私たち大人は、この子どもの権利を守る責任があります。中野区では、教育・保育の中で、子どもの権利を守ることを一番大切にし、教育・保育全体を通して十分に配慮することが重要と考えています。

現在、家族形態、多文化の共生等、子どもを取り巻く環境は多様化しており、子ども自身の特性を踏まえ、より一層、一人ひとりの子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。子どもの成長を的確に捉え、子どもが今何を感じ、何を欲し、何を言いたいのか、言葉で表しにくい乳幼児期の子どもの行動の背景にある隠れた心情を汲み取りながら、子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分に発揮し、自信をもって安心して生活できる環境を提供することが大切です。

就学前教育・保育施設は、生まれて間もない子どもたちが、家庭から社会に出て、初めて出会う子どもたちの不安な気持ちを受け止めることが重要です。また、一人ひとりの個性を知り、ゆったり関わる中で信頼関係を築き、子どもが安心して自分らしく過ごせることを大切にしていきます。

【(子どもの権利) チェックリスト】

【子どもの権利を守る立場としての保育者の役割】

- 子どもの権利を守る立場を自覚し、保育内容や保護者との連携等、十分に配慮している。
- 子どもに伝えたいことがあるときには、その子どもにわかりやすい言葉を使い、伝えている。
- 排せつ等、別の場所への移動時には、目を見て、話しかけてから抱っこや手をつなぎ、移動している。
- 就学前教育・保育施設は児童虐待の防止・早期発見・早期対応の役割を担う施設であることを保育者等、全体で確認している。
- 子どもや保護者の状況や立場を考慮した言葉かけを心がけている。

【子どものとの関わり】

- 言葉で表しにくい乳幼児期の子どもの行動をよく見て、背景にある隠れた心情を汲み取り「子どもが何を求めているか」を知ろうとしている。

- むやみに制止や禁止をする、子どもの言葉や身振り等を見殺しにする、呼び捨てやあだ名で声をかける、不必要な大声・否定的・抑圧的・管理的な対応等しないようにしている。
- 一人ひとりの子どもの行動や欲求に穏やかに接し、子どもが理解できるよう、年齢に応じたわかりやすい言葉を選び、応答的に関わっている。
- 一人ひとりの子どもの個性や生活習慣等の違いを知り、それを認め合える子どもの心が育つよう努めている。

【環境の配慮】

- 子どもの生活のリズムを大切に、健康で、安全な生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えている。
- くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定が図れるよう、養護の行き届いた環境に配慮している。
- おむつ交換やトイレ、身体計測・健康診断、着替え、プール指導の際は、他者の視線を遮る工夫をする等、人権に配慮している。

(2) 養護と教育を一体的に展開する

【子どもたちの姿】子どもの情緒の安定が図られた中で、周りの環境に興味・関心を高め、自信をもって活動している。

- ・ 養護と教育を一体的に展開します。
- ・ 子どもが安心して、自信をもって活動ができるように援助していきます。

就学前教育・保育施設の特徴は、「養護と教育を一体的に展開すること」です。「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者等が行う援助や関わりであり、「教育」とは子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助を指します。子どもは一人の主体として尊重され、保育者等に愛情をもって受容的・応答的に関わってもらい、安心して心地よく生活を積み重ねていく中で情緒的な安定が得られます。愛着関係を形成し、保育者が子どもにとって安全基地となることで、人との基本的信頼感や自己肯定感につながり、生涯の人格形成の基盤となります。そして、その保育者等との信頼関係を拠り所にしながら、子ども自ら周りの環境に興味・関心を高めていき、活動を広げていくのです。

養護と教育を一体的に展開するということは、保育者等が子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう丁寧に援助することを指します。



【（養護と教育を一体的に展開する）チェックリスト】

【養護と教育を一体的に展開する】

- 子どもに愛情をもって受容的・応答的に関わり、子どもが安心して心地よく生活を積み重ねている。
- 子どもの自発的な試みや、その結果の成功だけでなく失敗も保育者等が受容することで、子どもは保育者等を安全基地にしなが、子ども自ら周りの環境に興味・関心を高め、活動を広げている。
- 子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう丁寧に援助している。
- 保育者等に子どもが自らの思いを伝えようとする、ささやかな仕草や声、意志を見逃さずに丁寧に受け止めて応答的に関わっている。
- 子どもの姿を肯定的に捉えて、その姿に合わせて見守ったり、励ましたり、認めたりし、子どもが自信をもって活動ができるように援助している。
- 0歳児にも、保育者が丁寧な言葉を添え、応答的な関わり心地よさを感じる中で、言葉の獲得等の学びにつながることを意識し、関わっている。
- 保育者が指示したことをやらせるのではなく、子どもの出すサインをキャッチし、関わりや環境を工夫し、自己選択を促して温かく対応している。
- 日々の生活の中の着替えや手洗い等、生活習慣を大事にし、子どもが自らしようとする意欲を大切にしながら、時間に余裕をもって、待ったり援助したりしている。
- 子どもがどこまでできるのか一人ひとりの発達をよく見て、少しずつ段階を踏んで可能な限り自分で体験をできるよう関わっている。



(3) 保育環境

【子どもたちの姿】安全・安心な環境の中、主体的に生活し、遊びを通して学んでいる。

- ・ 保育者は、子どもにとって最大の人的環境であることを自覚して実践します。
- ・ 健康で安全に過ごすことができ、情緒の安定が図られる環境を整えます。
- ・ 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な体験を積んでいくことができる環境を構成します。
- ・ 豊かな経験につながる自然環境・地域環境を、区と連携して提供します。

就学前教育・保育は、施設における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことが特性です。環境には、保育者と子ども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、自然や社会現象等があります。こうした人、物、場等の環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものになるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育することが大切です。

ア 保育者は最大の人的環境

保育者は子どもにとって最大の人的環境であることを自覚し、子どものささやかな仕草や声、伝えてくる言葉や内面にある思いをよく観て、丁寧に受け止めて応答的に関わり、子どもの成長を見守り援助します。子どもの姿を肯定的に捉えて、その姿に合わせて見守ったり、励ましたり、褒めたりしていき、子どもが自信をもって活動ができるように援助し、出来栄えに目を向けるだけでなく、そこに至ったプロセス（過程）において、一人ひとりの子どもがどのような経験をしているのかにも目を向け、子どもの心の葛藤にも寄り添うことが大切です。保育者は、安心の拠り所や子どもの理解者、遊びの援助者、モデルの役割等多様な役割を果たすことが求められます。

イ 健康で安全な環境の確保

就学前教育・保育施設においては子どもの命が守られることが最優先事項であり、子どもの健康と安全に気を配り、子どもが安心して過ごせる健康で安全な環境を確保していくことが求められます。子どもの最善の利益を求めてより良い保育が展開できることを認識した上で、子どもが安心して生活し、生き生きと活動できる場であるようにします。

ウ 自発的な遊びを促す環境

子どもたちは保育者によって適切に整えられた環境のもと、生活や遊びを通して様々な力を身に付けていきます。子どもが主体的に自分の心身を使って周囲の環境に関わり、遊びを展開していくことが何より大切です。室内・戸外ともに、子どもの成長に合わせて遊具や用具を子どもの手の届く場所に複数設定する等、乳幼児期の子どもの発達を捉え、子どもが自ら遊びたくなるような環境を構成し、子どもが十分楽しみ、満足感や充実感を得ることができるようになります。

さらにその中で、一人もしくは少人数でじっくりと遊びこむことができる環境、ホッと一息つくようなくつろげる環境、友達と一緒に思いきり身体を動かしたり協同したりする活動ができる環境等、子どもが長時間生活する場としての環境を保障し、人と人との関わりを育むことのできる保育環境を構成します。

エ 生活や遊びを豊かにする自然環境・地域環境

戸外遊びは、外気浴や気分転換になったり、身近な動植物や自然事象に関わり新しい発見や感情が生まれたり、全身を動かすことを楽しんだりする等、子どもにとって成長や発達を促す大切な経験となります。園庭の有無にかかわらず、近隣公園や小学校の校庭等、地域の戸外環境を十分に活用していき、区と連携して中野区の就学前教育・保育施設、小学校、中学校における教育・保育の連続性を大切に連携していく必要があります。



【(保育環境) チェックリスト】

【保育者は最大の人的環境】

- 保育者等は、子どもにとって最大の人的環境であることを自覚して、安心の拠り所や子どもの理解者、遊びの援助者、モデルの役割等を果たしている。
- 子どもの姿を肯定的に捉えて、出来栄だけでなく、そこに至ったプロセス(過程)を認め、どのような経験をしているのかを評価している。

【健康で安全な環境の確保】

- 月齢や発達に配慮し、乳幼児が安全に安心して落ち着いた生活を送るための配慮がなされている。
- 室内の温度、湿度、換気、採光、音等の環境は常に適切な状態を保持するよう心がけている。
- 手洗い場、机や椅子等は、子どもの身体に合わせる工夫があり、整えられている。

【自発的な遊びを促す環境】

- 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触り等、様々な感覚を楽しめるよう工夫されている。
- 外気に触れ、自然を感じ、興味をもって自ら移動、探索して、十分に身体を動かせるような環境が工夫されている。
- 子どもが思い切り身体を動かして遊べるような場を確保する中で、十分に遊べるよう工夫されている。
- 子どもの成長に合わせて遊具、用具、絵本等が手の届く場所に設定され、子どもはそこから自分の好きな遊びを選択し、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。
- 子どもたちが遊びこむことができる時間と空間への配慮をしている。
- 子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士の関わりが生まれ、遊びが豊かに展開されるように工夫されている。
- 一人でじっくりと楽しむことができる場所、友達と好きなことをして落ち着いて遊べる場所、身体や心をゆっくりと休めたりくつろげたりする空間が設定されてある。
- 発達や子どもの興味・関心に応じた遊具や用具、よりイメージを膨らましやすい素材、自然物等が、様々用意されている。

- 知的好奇心、創造性、想像性を刺激する環境を用意している。
 - 子どもの生活空間において、家具や調度品等に手作りのものや天然素材のものを取り入れる等、工夫されている。
 - 登園から降園までの一日を通して、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう、静かな活動と活動量の多い活動の両方を保障し、時間帯によっては異年齢で過ごすことも想定して遊具や用具を整えている。
- 【自然環境・地域環境】**
- 菜園・プランターの植物や、園生活の中で緑を楽しむことができる工夫等、身近な自然と関わりができる環境作りを大切にしている。
 - 施設内だけでなく、近隣公園や小学校の校庭等、地域の環境を、区と連携して十分に活用している。
 - 区と連携して中野区の自然環境・地域環境を生かし、活動の範囲を広げている。

(4) 教育・保育計画と評価

【子どもたちの姿】子ども一人ひとりの可能性が引き出され、未来を切り拓く力が育っている。

- ・子どもの発達や実態に応じた柔軟な指導計画を立案します。
- ・より良い実践を創り出すための指導計画作成のプロセスに努めます。

就学前教育・保育施設において、保育の目標を達成するためには、子どもの発達を見通しながら計画性のある教育・保育を実践することが必要です。計画を作成するにあたっては、全保育者等が各々の職種や立場に応じて参画し、施設全体で共有しながら、教育・保育の方向性を明確にしていきます。

① 全体的な計画

各就学前教育・保育施設の理念や方針を踏まえ、目標を達成するために、入園してから就学に至るまでの在籍期間、保育時間の長短に関わりなくすべての子どもを対象とし、就学前教育・保育施設における生活の全体を通して総合的に保育を進められるよう作成します。この全体的な計画は、子どもの最善の利益の保障を一番に考え、各就学前教育・保育施設の根幹を示すものとなります。

② 長期計画

全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達等を長期的に見通した年間指導計画・期の計画・月間指導計画を作成します。長期計画で、具体的な指導の内容や方法、環境との関わり方等を大筋で捉えます。

③ 短期計画

長期計画や子どもの実態に基づき、日々の生活や遊びをどのように展開するのか具体的に示すため、週案や日案を作成していきます。

④ 個別計画

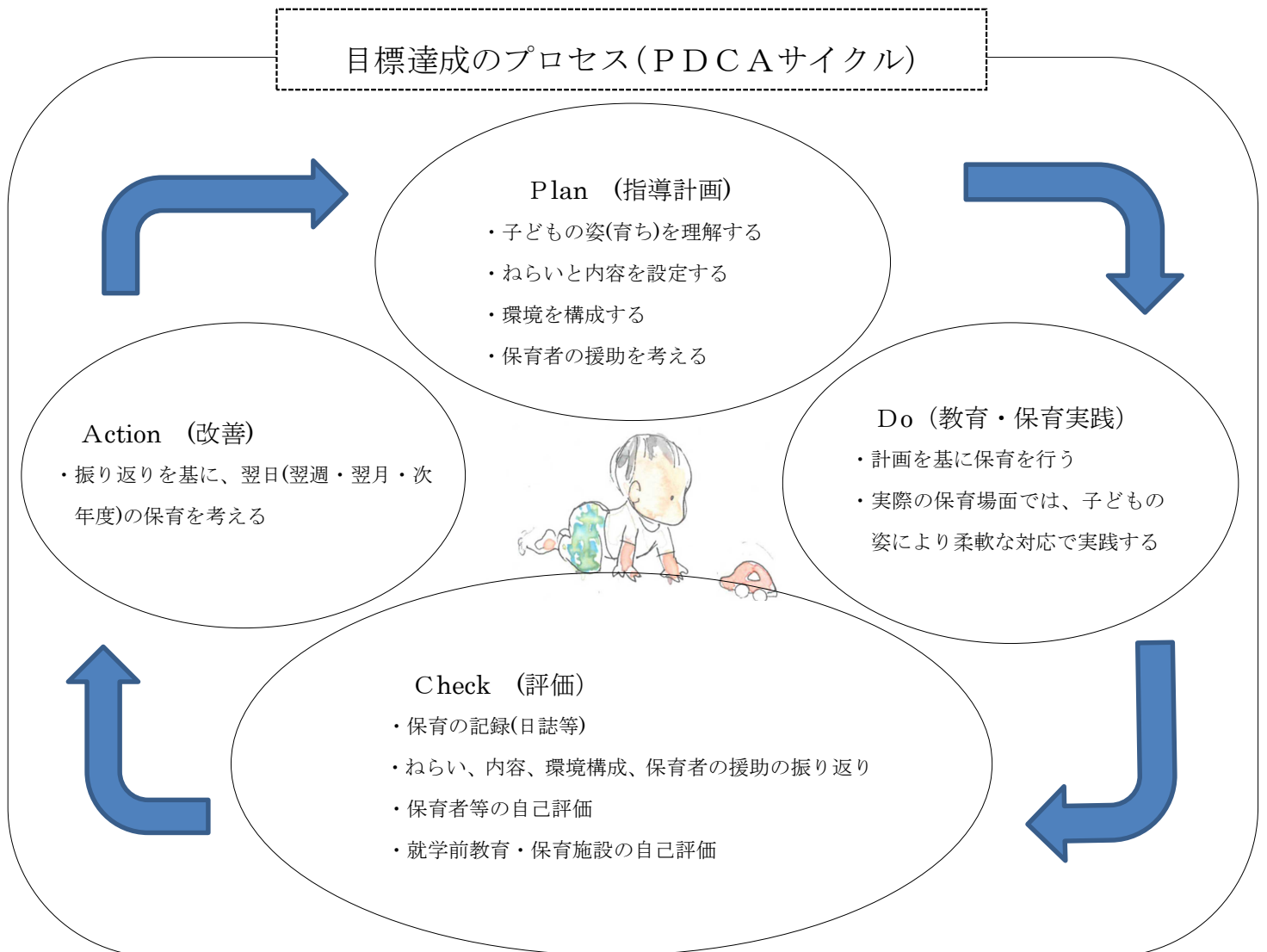
0・1・2歳の子どもには、一人ひとりの発達や家庭環境を踏まえて個別の計画を作成します。また、特別な支援が必要な子どもには、毎日、個別日誌を記載し、子どもの姿や援助の方法について振り返りをし、その状況を踏まえて個別の計画を作成します。

また、特別な支援が必要な子どもも含めたすべての子どもたちが共に過ごし、共通の体験を通して互いを認め合い、思いやりや相手を尊重する姿勢が身に付き、共に成長できるよう計画していきます。

このように計画の作成にあたっては、「全体的な計画⇔長期計画⇔短期計画」と関連付けながら作成することが大切です。

指導計画に沿って教育・保育を進めるにあたっては、保育者の計画通りに「子どもに～をさせる」保育ではなく、子どもの状況や遊びの展開に応じて環境を適宜変えていく等、保育者の教育・保育が柔軟に行われることが求められます。また、より良い実践を創り出すために、就学前教育・保育施設の実態に合わせた目標達成のプロセス(PDCAサイクル)を意識しながら実行します。

このような実践を丁寧に積み重ねていくことで、中野区教育ビジョン(第3次)に掲げている「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区の子どもたちの姿を実現します。



【（教育・保育計画と評価）チェックリスト】

【教育・保育計画】

- 全体的な計画は、就学前教育・保育施設の理念や方針、子どもの発達や教育・保育の内容が示され、それらが総合的に展開されるよう作成している。
- 子どもの思いや願いを大事にし、保育者の願いと育ちの方向性を踏まえて、計画を立てている。
- 生活や発達を見通した長期計画（年間指導計画・期の計画・月間指導計画）を作成している。
- 具体的な子どもの姿や日々の生活に即した短期計画（週案・日案）を作成している。
- 全体的な計画⇔長期計画（年間指導計画・期の計画・月間指導計画）⇔短期計画（週案・日案）を関連付けている。
- 保健計画・食育計画等を作成し、各年齢の指導計画にも位置付けている。
- 長時間にわたる教育・保育について、心身の状態に十分配慮し、施設内の協力体制や家庭との連携等を指導計画に位置付けている。
- 0・1・2歳児については、一人ひとりの子どもの発育、発達、家庭環境等を踏まえて個別計画を作成している。
- 3歳以上児については、個の成長と集団生活での成長を考慮して指導計画を作成している。
- 特別な支援を必要とする子どもの保育について、個々の発達過程や状況を園全体で共有し、必要に応じて個別計画を立てて保育を実践し、家庭や専門機関と連携し適切に対応している。

【評価＝記録と振り返り】

- 児童票・保育所児童保育要録・園日誌（業務日誌）・保育日誌・保健日誌等があり、子どもの成長や日々の活動、保育の振り返りを記録している。
- 教育・保育の目標（ねらい）達成のため、P（計画）→D（実践）→C（評価）→A（改善）の手順で実践している。
- 就学前教育・保育施設の自己評価や保育者等の自己評価等、日ごろの保育を定期的に振り返る機会を設けている。
- 保育者の計画を踏まえながらも、子どもの言葉、思い、興味、関心に寄り添い、日々の状況に応じて、計画を安全かつ柔軟に見直している。



(5) 保育の内容

【子どもたちの姿】人を信頼し、安心して、自らやってみようとする意欲や興味・関心、好奇心・探求心等の心情、考える力や認識力が培われ、自己肯定感をもっている。

- ・遊びを中心とした保育を通して、子どもの資質・能力を育みます。
- ・小学校以降の教育との接続を意識し、乳幼児期に必要な経験を保障します。

ア 各視点・領域における保育のねらいと内容

出生してから就学期までの子どもの発達を理解し、各就学前教育・保育施設の保育方針を全体的な計画に示し、それを各指導計画により具体的に示し、保育実践につなげていくことが重要です。保育所保育指針において、保育実践の教育の側面としては、下図のような視点・領域があり、それぞれ「ねらい」「内容」が示されています。

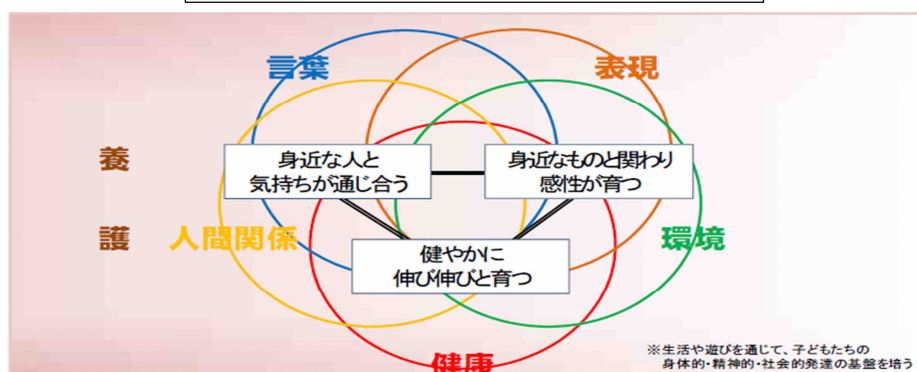
「育みたい資質・能力」を子どもの生活する姿から捉えたものが「ねらい」であり、それを達成するために子ども自ら環境に関わり身に付くことが望まれるものが「内容」です。保育者等は、子どもの心情・意欲・態度を考慮しながら、必要な内容を経験できるようにし、結果としてねらいが達成できるよう日々の教育・保育を計画し実践していくことが望まれます。

子どもにとって生活全部が遊びであり、学びでもあります。おむつ替え一つとっても、信頼する大人におむつをきれいにしてもらおう心地よさとともに、丁寧な言葉を添えてもらうことで、言葉の理解等の学びにつながります。また、子どもは、見たこと、やってみたこと、大人にしてもらったこと等、経験したことを自分の中に取り込んで成長していきます。誰かが困っている時に助ける大人の姿や、自分が助けられた経験から、子ども自身が他の人を助けることを学んでいきます。保育者等は、常にモデルとなっていることを意識して行動していきます。

0歳児からざらざら・つるつる・ねばねば等の肌触りや、色、味、におい、音の違い等、様々な感覚遊びを通して、熱い・冷たい・固い・柔らかい等を体験することで、「丁度いい」という感覚を身に付けていきます。それが、生きる力の大切なことの一つです。身体の諸感覚を刺激し、身体を十分に動かし、心を震わす体験をたくさんできるように教育・保育を展開していくことが望まれます。

幼児期には、育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現等の基礎」「学びに向かう力、人間性」を考慮し、集団の中で子ども自らが感じたり、気づいたり、考えたり、表現したりする経験を大切にしていきます。保育者等が子どもと一緒に喜んだり、失敗した悔しさを受け止めたりすることで、子どもは大人に十分に愛されているという安心感をもち、「楽しかった」「頑張ってやってみた」という日々の積み重ねの中で、自分への満足感、自己肯定感が育まれていきます。

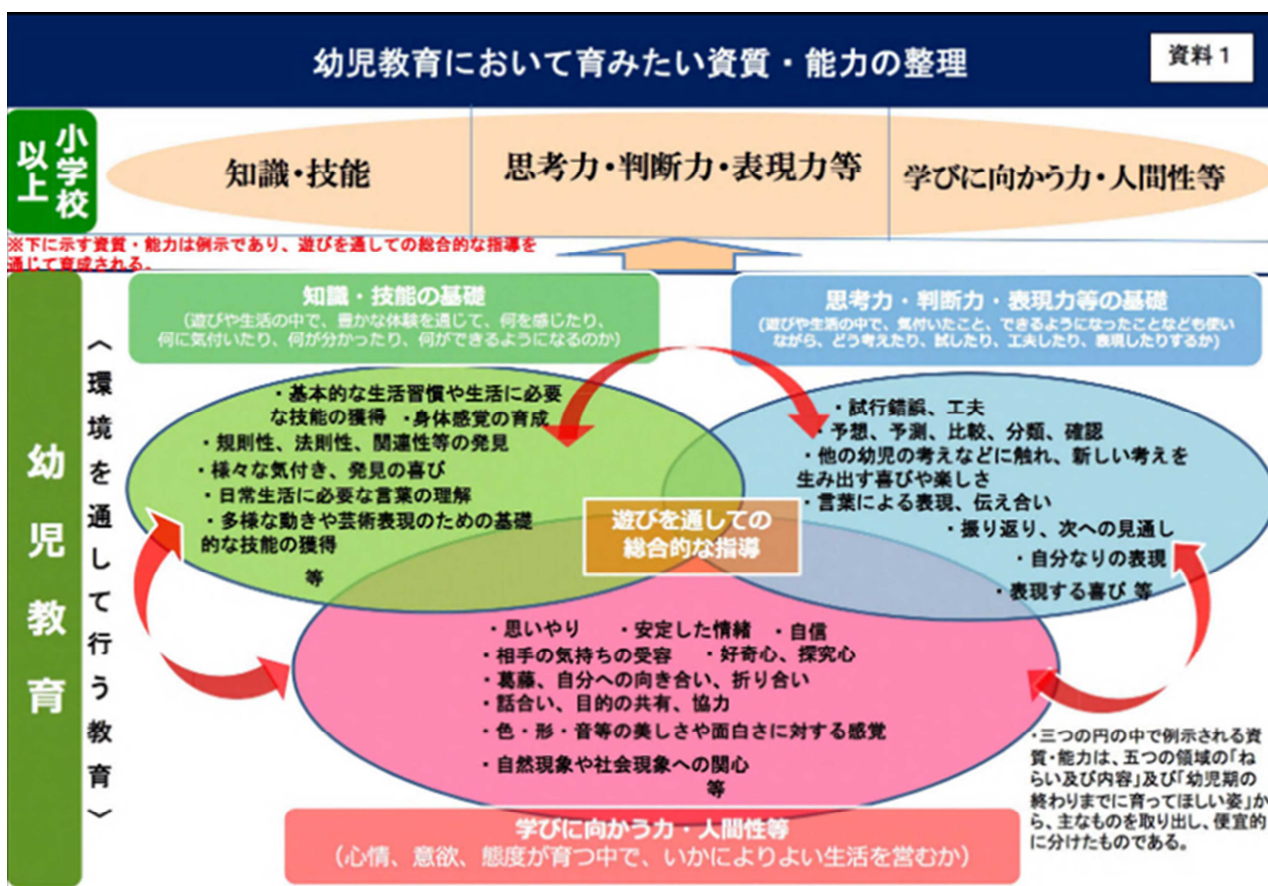
乳児保育内容（3つの視点）5領域の関係性



イ「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

就学前教育・保育施設においては、生活全体を通して、子どもに生きる力の基礎を培うことが求められます。そのために、以下の「育みたい資質・能力」を考慮した日々の教育・保育を積み重ねていくことが大切です。これら資質・能力は突然湧き出るものではなく、0歳から続く乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより育まれます。そして子どもの具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」が、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において共通に示されました。これは、小学校入学当初期に達する頃の姿として示されていますが、到達目標ではなく、この姿を意識していくことによって、教育・保育の方向性を再確認していくための目安といえます。さらに、これらは各視点・領域のみで育まれるものではなく、教育・保育活動全体を通して育まれることに留意する必要があります。

保育者等は、「育みたい資質・能力」を念頭において、目の前の子どもに合わせて各視点・領域で示された保育の「ねらい」と「内容」を参照しながら保育を実践し、一人ひとりの子どもの発達過程に合わせて経験が得られるようにしていくことが大切となります。その際、「子どものための、子どもを中心とした教育・保育」を基本とし、「できる」「できない」という表面的な捉え方をするのではなく、子どもの発達や状況等の実態を把握し、子どもと保育者等との関わりの中で、教育・保育が展開されるように配慮をしていきます。そして、保育者等の適切な援助によって、子ども自らやってみようとする意欲や興味・関心、好奇心・探求心等の心情、考える力や認識力が培われ、その結果として、子どもたちが自己肯定感を豊かにもてるようになるのです。



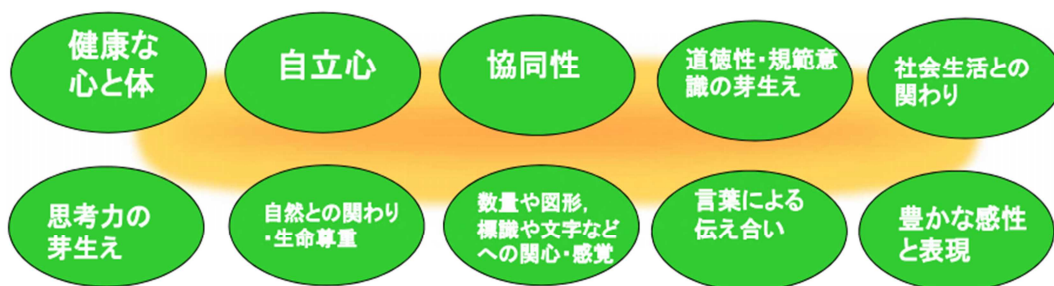
(文部科学省 教育課程部会 幼児教育部会資料)

3歳未満児において「散歩」という一つの活動の中で考えてみると「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」につながる要素がたくさん含まれています。しっかりと自分の足で歩くことや、でこぼこや坂等変化のある道を転ばずに歩こうとすることは「健康な心と身体」の育ちにつながっていきます。子どもたちが探索し、夢中になって葉っぱや木の実、虫等色々なものを見つけたり、触れたりすることは「自然との関わり・生命尊重」の育みにつながります。また蟻の穴を見て「このあな、なんだろう？」とみんなでのぞき込んだり、「○○ちゃんどんぐりいっぱいもってる」「△△ちゃんすこしだね」「ちょっとあげようか」とやり取りしたりすることは「思考力の芽生え」「数量への興味」「言葉による伝え合い」の育みにもつながります。帰り道、友だちが転んで靴が脱げてしまった時には「だいじょうぶ？」と声をかけたり、保育者の「まっててね」の言葉で、ぺたんと座って待ってくれたりする姿は「社会生活との関わり」の育みにつながるものだと考えます。次の日、保育室で遊んでいる時に「あり」の絵本を見て「きのうみたよね」「またみようね」「こんな(絵本の絵のような)おっきいありさんくるかな」と、興味が次への期待につながっていきます。そんな日々の積み重ねにより、結果として、幼児期の終わりに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」が育まれていくよう、見通しと計画をもって保育を展開していくことが望まれます。



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

以下は、保育所保育指針に示された各視点・領域のねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校入学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものです。



図出典 文部科学省



～活動を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」の育ちをみる～

活 動：戸外で大型積木やタイヤ等を組み合わせて、ボール転がしをする。

ね ら い：友だちと一緒にボール転がしゲームをする中で、自分の力を発揮して遊ぶ充実感を味わう。

対象年齢：5歳児後半

① 健康な心と身体

【子どもの姿】大型積木やマット、タイヤ等を運んで組み立てる。

【会話等】「もっともっと運ばなくちゃ」
「重いね」
「一緒に持とうよ」
「しっかり持たないと落ちちゃうよ」

【育ちの姿】倉庫から、たくさん運んできて、しっかりと身体を動かし、遊びの場を作っていく。遊ぶ意欲が、「重いけど頑張って運ぼう」という力になっている。

② 自立心

【子どもの姿】自分で考えたり試したりしながら、失敗しても諦めずに挑戦する。

【会話等】「ここにタイヤを乗せるね」
「ボールが落ちないように押さえるね」
「できたね」
「うまくいったね」

【育ちの姿】友だちと一緒に遊ぶ中で、自分がしなくてはならないことを自覚して、やり遂げることで達成感を味わい、自信につながる。

③ 協同性

【子どもの姿】どうしたらボールが落ちずに転がっていくか友だちと一緒に話し合う。

【会話等】「道路みたいに作ろう」
「端っこから落ちないようにしなくちゃ」
「紙で作った時は、端っこを高くしたよ」

【育ちの姿】友だちと考えを出し合い、うまくできた喜びや、失敗の悔しさを経験しながら、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じる。



④ 道徳性・規範意識の芽生え

【子どもの姿】友だちと一緒に楽しく遊ぶためにどうしたら良いか考える。

【会話等】「板をしっかり乗せないと危ないよ」
「崩れたら怪我をするから、押さえてね」
「いいよって合図してから、ボールを転がしてね」

【育ちの姿】楽しく遊ぶためにはルールがあることがわかり、ルールを決めて守って遊ぶ。

⑤ 社会生活との関わり

【子どもの姿】ヒントになる遊具や建築物を見に行ったり、知識のある人に教えてもらったりする。

【会話等】「この前、児童館の小学生がこういうの作ったよ」

【育ちの姿】「僕のお父さん、作るの得意だよ」など、園以外の情報も取り入れて、広く関わりを持っていくことにつながる。



⑥ 思考力の芽生え

【子どもの姿】イメージしたことがどうしたら形になるか考え、組み合わせ方を工夫していく。

【会話等】「タイヤを5個積もう」「プラスチックケースの方がぐらぐらしないよ」

【育ちの姿】思いを形にしていく過程で、いろいろ試し、工夫を重ねる。自分と違う意見を聞き、新しい考えを知ったり、考え直したりしていく。

⑦ 自然との関わり・生命尊重

【子どもの姿】戸外遊びの中で自然に触れ、自然物を取り入れて遊ぶ。

【会話等】「ボールが出てくるところに落ち葉を敷こう」「落ち葉を集めてこよう」「いろんな色の落ち葉があったよ」「きれいだね」

【育ちの姿】遊びの中で、身近な自然事象への関心が高まり、自然物への親しみにつながる。

⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

【子どもの姿】形や大きさ、高さの違うものをいくつ、どう組み合わせたらよいか考える。

【会話等】「プラスチックケースを横に3つ並べた上にタイヤを2つ並べると、丁度いいよ」「こっちの方は崩れないように、積み木を5個並べよう」「最後の所にゴールって書こうよ」

【育ちの姿】自ら体験する中で、興味をもつようになる。

⑨ 言葉による伝え合い

【子どもの姿】相談する中で、お互いの思いを出し合いイメージを共有する。

【会話等】「上から転がすと、くるりと向きを変えて転がってくるのが面白いよ」「トンネルを抜けて出てくると面白いんじゃない?」「上から転がす人と、途中の曲がる場所で押さえる人がいるよ」

【育ちの姿】バラバラだったそれぞれの思いが、言葉で伝え合うことで、少しずつつながっていく。

⑩ 豊かな感性と表現

【子どもの姿】思いを出し合って作ったもので遊び、ボールの転がり方や、落ちた様子を見て感じたことを様々に表現する。

【会話等】「コロコロコロ…バーン!」

【育ちの姿】ボールの不規則な動きを身体で模倣したり、リズムを身体で表現したりする。友だちの表現に触発されて、友だち同士で楽しむ。

ウ 小学校教育との接続

中野区では、平成24年12月に中野区就学前教育プログラムを作成し（平成31年改訂）、小学校にスムーズに接続するための様々な取組を行っています。その一つとして、就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続のために、就学前教育・保育施設に入園している子どもの就学に際し、就学前の子どもの育ちを記録した保育所児童保育要録等を小学校に送付しています。

また、区内各地域では、子どもが小学生と触れ合う学校体験や給食体験等、各就学前教育・保育施設と小学校の交流や、就学前教育・保育施設と幼稚園の交流等を地域の実情に合わせて実施しています。

さらに、中野区独自の保育園・幼稚園等と小学校連携の先駆的な取組として、就学前教育・保育施設の保育者や幼稚園等と小学校の教員等が参加する「保育園と幼稚園と小学校の連絡協議会」を毎年開催し、相互の保育・教育内容についての理解を深める努力を行っています。「連携教育検討委員会」では、就学前教育・保育施設から小学校及び中学校における連携のあり方や具体的な取組等について継続的に検討し、相互の理解を深め、就学前教育から義務教育への円滑な接続を目指しています。

このような実践を丁寧に積み重ねていくことで、中野区教育ビジョン（第3次）に掲げている「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区の子どもたちの姿を実現できるようにしています。

【（保育の内容）チェックリスト】

【子ども一人ひとりの発達過程に合わせた経験】

- 就学前教育・保育の内容の各視点・各領域で示された保育の「ねらい」と「内容」を理解し、活用しながら保育を実践し、子ども一人ひとりの発達過程に合わせて適切な経験が得られるようにしている。
- 0歳児保育は、この時期の発達特徴を踏まえて、乳児一人ひとりに愛情豊かに応答的に関わることを大切にしている。
- 1・2歳児保育は、この時期の発達特徴を踏まえて、子どもが安心感や安定感をもって生活する中で自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに応答的に行うことを大切にしている。
- 3歳以上児保育は、この時期の発達特徴を踏まえて、集団としての活動の充実を図ることを大切にしている。

【「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

- 保育所保育指針等に示された「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について理解している。
- 乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねて「育みたい資質・能力」を育もうと、日々、教育・保育を行っている。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭におき、就学前教育・保育の方向性を再確認し、子どもにふさわしい指導や援助を考えている。

【小学校教育との接続】

- 中野区就学前教育プログラム等に基づいて、就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めている。
- 年長児と小学生が触れ合う交流を大切にして、期待をもって就学できるようにしている。

(6) 子どもの健康支援と健康教育・食育

【子どもたちの姿】楽しく食べることや安全に遊ぶことができ、健康に対する関心をもって自分の身体を大切にしている。

- ・「中野区保育園保健衛生マニュアル」を活用し、健康的で安全な環境を保つように配慮します。
- ・子どもの発達段階に応じた健康教育を行います。
- ・子どもが生活と遊びの中で、食への関心を高め、食を営む力の基礎を培う食育の実践をしていきます。

ア 子どもの健康支援

一人ひとりの子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて子どもの心身の健康の保持増進を図り、危険な状態の回避等に努めることで生命の保持と健やかな生活を保障します。また、園全体の健康及び安全を確保するために、保健計画に基づいて健康支援を行います。子どもの健康と安全は大人の責任によって守られなければなりません。疾病や傷害等に対しては、速やかに保護者に連絡をし、関係機関と連携して適切な対応を行い感染拡大や重症化、後遺症を防ぎます。

中野区では、公私立保育園看護師で構成される「保健衛生研究会」で、子どもの健やかな育成を保障し、健康の保持増進を図ることを目的とした「中野区保育園保健衛生マニュアル」を作成し、健康状態の把握・健康管理・環境衛生・感染症やアレルギーの対応・応急処置・事故防止や危機管理・健康教育・保護者および嘱託医や関係機関との連携等について、中野区共通の就学前教育・保育施設の保健に関する基本的な事項をまとめ、生きる力の基盤となる養護を充実させ、子どもたちの健康を守るために就学前教育・保育施設での活用を進めています。また、保健所と連携して「感染症対策委員会」を中心とした施設全体の感染症対策を推進しています。

イ 健康教育

健康教育の目的は、子どもが生涯を通して自ら健康で安全な生活を送れるようになるための基礎をつくることです。教育・保育の中で、子どもが自らの身体や健康に関心をもって身体を大切にし、自らの不調を訴えられるようになり、友だちの身体を思いやる力を身に付けられるように、子どもの発達段階に応じた健康教育を行います。

また、子どもが家庭においても健康的な生活を送れるように、保護者会や保健だよりを活用して様々な保護者の状況を考慮した取り組みやすい保健に関する情報提供を行います。



【（子どもの健康支援と健康教育）チェックリスト】

【子どもの健康支援】

- 保健（健康管理・衛生管理・感染症対策等）に関するマニュアルを保育者等全員に周知徹底している。
- 年間保健計画および指導計画と連動した年齢別健康教育の計画を作成し、全保育者等に周知徹底して実施しており、年度ごとに評価を行い、必要に応じて計画を修正している。
- 入園前及び年2回の健康診断、歯科健診、毎月の身体計測を行い、結果を保育者等及び保護者と共有し保育に反映するとともに、要治療の子ども保護者に治療を勧めている。
- 既往歴及び予防接種等について継続して把握し、保護者と連携して予防接種を勧めている。
- 入園後の健康管理については、個別の健康記録を作成し、健康カードなどで保護者と共有している。
- 体調の変化や疾病を疑う時は、保護者に連絡するとともに必要に応じて嘱託医に相談する等適切に対応している。
- 与薬は原則として行わないが、慢性疾患等により、保育中に与薬を必要とする子どもの場合には、医師の指示及び保護者の申請を書面で確認し、安全に与薬をする仕組みを整えている。
- 保護者に向けて、保護者会や保健だよりで取り組みやすい健康の情報を伝えている。

【施設全体で取り組む感染症対策】

- 施設長を責任者とする感染症対策委員会を組織し、日常的に施設全体で感染症対策に取り組んでいる。
- 日常的な清掃と適切な消毒により、施設設備及び玩具・遊具の衛生管理を行うとともに、感染症発生時は、それぞれの病原体に対して有効な方法で消毒を行っている。
- 保育室は、子どもが生活する高さの位置に温度計・湿度計を設置し、季節に合わせた適切な室温と湿度を保持し、定期的に換気に努めている。
- 保育者等と子どもは、生活習慣として石けんと流水による正しい手洗いを行っている。
- 感染症発生時は、速やかに施設内及び保護者、区や嘱託医をはじめとする関係機関への情報共有及び連携により、拡大防止対策を行い、治癒後は登園基準に従って受け入れを行っている。

【子どもの発達段階に合わせた健康教育】

- 子どもの発達段階に合わせて健康教育を行い、身体の働きや生命の大切さなどを伝え、子どもが自らの身体や健康に関心をもてるように援助している。
- 発達過程に応じて、基本的な清潔習慣や健康な生活リズムが身に付くように援助・指導している。
- 子どもが自分の身体を大切にし、自らの不調を訴えられるようになり、友だちの身体を思いやる力が身に付くように援助している。



ウ 食育

就学前教育・保育施設は自園の給食施設を生かし、保育の指導計画と関連付けながら食事の提供を含む食育計画を作成し、栄養士だけでなく保育者や調理師と協力して実践していきます。さらに、計画の中には、栽培や調理保育を通して、子どもが自然や素材に目を向け、自分で体験することを取り入れていきます。さらに、子どもたちが食事を楽しみにし、興味や意欲がもてる方法を工夫しながら、子どもの発達に合わせた内容で取り組んでいきます。

食事は空腹を満たすだけでなく、人との信頼関係の基礎をつくる営みでもあります。子どもが施設の食事の中で、身近な大人から援助をしてもらったり、他の子どもと一緒に食べる楽しさを感じたりすることを通して、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う食育の実践をしていくことを大切にしています。

給食室の衛生については「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）に基づき、施設の規模や設備に合わせ、中野区保健所の指導のもと、衛生的で安全な給食を提供していきます。

食物アレルギーについては、「子供を預かる施設における食物アレルギー対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）に基づき、集団給食の中で可能な方法を、誤食事故防止を最優先に考え、主治医の指導のもと、対応していきます。

また、公私立就学前教育・保育施設の栄養士で構成される公私立栄養士会では、離乳食・食物アレルギー・調理室の衛生管理等共通のテーマでの話し合いや、食育や献立内容についての情報交換を通して、中野区の就学前教育・保育施設給食の向上を図っていきます。



【お月見団子作り】

【（子どもの食育）チェックリスト】

【子どもの発達に合わせた食育計画の作成】

- 食事の提供を含む食育計画が作成され、保育者等で評価し、食事が子どもにとっておいしく魅力的なものであるよう、保育者等で連携を取りながら食に関する取組を行っている。
- 旬の食材や行事食を給食に取り入れるとともに、保護者や子どもにおたより等で知らせている。
- 食物の栽培・収穫を通して、食の成り立ちを体験し、食材と料理の関係を知る機会を取り入れ、調理を楽しむ機会を設定している。
- 自らの健康と食べ物について関心をもつ栄養教育を行っている。
- 施設ごとに食事摂取基準を算出し、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの良い給食を提供している。

【安全な給食の提供】

- 安全で安心できる食事を提供するために、食材の選定時や保管時、調理後の温度管理の徹底など安全性と衛生に配慮している。
- 給食を配膳する保育者等は、清潔なエプロンや三角巾を着用し、手洗い・消毒をしている。

【子どもが楽しく食べるための工夫】

- 1対1で目と目を合わせながら、適切な抱き方で授乳している。
- 離乳食は子どもの成長・発達や摂食行動に合わせて、画一的な進め方にならないよう、個別に対応している。
- 自分でやりたい、食べたいという気持ちを尊重し、上手くいかない時には子どもの意欲を損なわないよう適切に援助している。
- 初めて食べるものや嫌いなものも食べてみようとする意欲がもてるよう、親しい大人や友だちと一緒に食べる環境を設定している。
- 子どもが楽しく、思い切り遊び、お腹が空き、食事を喜んで食べている。また、大人と一緒に食事をする中で、食の話題を共有し、食の充実に努めている。
- 食事援助は、適切な一口量が経験できるようにして、よく噛んで唾液と混ぜやすくし、食べることに集中できるよう誤嚥防止に配慮している。
- 子どもの咀嚼や嚥下機能に応じて、食品の種類・量・食器・食具・テーブル・椅子等を配慮し、年齢や咀嚼力に応じた柔らかさや切り方などに配慮している。

【食物アレルギー事故防止対応】

- 食物アレルギー対応は医師の指示のもと、安全、安心な給食の提供がされるよう、全保育者等で誤配や誤食などの事故防止のマニュアルを共通理解している。
- 食物アレルギー児の傍に付いたり、食事場所を他児と区別したりするなど誤食防止に配慮している。

【家庭との連携】

- 保護者と毎月のアレルギー対応について確認し、記録に残している。

【アレルギー会議】

- 栄養士、調理員、看護師、園長（副園長又は主任）、食物アレルギー児のいるクラス担任、全クラス担任等で毎月アレルギー会議を実施し、食物アレルギー対応を保育者等に周知している。

【アナフィラキシー症状への対応】

- エピペンや内服薬を預かる場合は保管方法や投与方法を全保育者等で確認している。
- アナフィラキシー症状が発生した時、全保育者等が迅速かつ適切に対応できるマニュアルが作成されている。
- 朝夕・延長保育時間や土曜保育の時など、担任や看護師、園長が不在の状況でも、食物アレルギー児の情報がわかるようになっている。

【解除】

- 食物アレルギー対応を解除する時には、口頭確認だけでなく書類を作成し、全保育者等で確認、共有している。

【その他】

- 小麦や牛乳の食物アレルギー児が在園した場合、小麦粉粘土や牛乳パックの製作活動などの配慮をしている。

(7) 安全管理（保育環境の安全確保）

【子どもたちの姿】生活や遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物がわかり、安全についての理解を深め、災害などの緊急時に適切な行動がとれる。

- ・ 安全管理の基本として、子どもの特性を理解し、日々環境の整備・見直しをするとともに、チェックリストによる安全点検を行います。
- ・ 起こってしまった事故を十分に分析して発生要因を明らかにし、対策を確実に実施します。

子どもたちが伸び伸びと活動するために、施設内の設備や遊具等の環境を安全に整えることは重要です。しかし、就学前教育・保育施設では、多くの子どもたちが集団で活発に活動しており、子どもの心身の発育・発達を促す保育を進めるにあたって事故発生をゼロにすることは不可能です。そして、子どもが自発的に挑戦することを援助しながら、子どもの心身の発育・発達を促していくことが、子どもたちの健全育成につながると考えた時、子どもの行動すべてを管理することは望ましいものではありません。よって、その中で、事故を未然に防ぐ安全管理は、重要な取組になります。

安全管理の基本として、全保育者等が子どもの特性を理解し、基本的に自分では身の安全を守れない子どもを保育していることを自覚し、日常の中で環境の見直しを行うこと、報告、連絡、相談を十分にを行い、保育者等間の意思疎通を図ることが必要となります。さらに、事故を未然に防ぐためには普段からの保育者同士の信頼関係が重要であり、そのためには、保育者間の円滑なコミュニケーションが大切です。

就学前教育・保育施設では、安全についての習慣形成などの教育を実施することが安全に保育を進めるうえで大切です。子ども自身が、自分の身体や危険に意識をもち、身の安全を守る行動につながるよう、日々の教育・保育の中で、繰り返し伝えていくことが重要です。

さらに、家庭においても子どもの発達や状況に合わせて自分の身を守ることを学ぶことができるよう、普段から家庭と協力できる関係を築いていくことが必要になります。

ア 事故防止

就学前教育・保育施設での事故を防止するためには、過去にみられた事故を十分に分析して発生要因を明らかにし、対策を徹底し、それらを確実に実施していくことが求められます。また、事故について情報開示を行い、中野区の就学前教育・保育施設で共有していくことも心がけていきます。さらに、事故には至らなかったがヒヤッとした事例（ヒヤリハット）についても共有していき、検証することで事故を未然に防ぐことにもつながります。

受診が必要な事故の分析にあたっては、事故報告書を基にK-SHELL分析法などを用いて事故の要因を分析し、事故防止対策を立てていきます。

就学前教育・保育施設におけるリスクとは、子どもの身体に障害を与える事故や施設内への不審者の侵入、地震、火災、食中毒、SIDSの対応などが挙げられますが、中でも事故対応が最も重要なリスクマネジメントと考えられます。

万が一、事故が起こってしまった場合、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については区への迅速な報告が必要であり、事故発生の要因分析について、区も支援していきます。

イ SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防

重大事故につながる危険として、SIDS（乳幼児突然死症候群）があります。就学前教育・保育施設では、身体機能が未成熟な乳幼児を預かるリスクを充分認識し、睡眠中の事故防止に努めなくてはなりません。特に症例が多いのは0歳児ですが、0歳、1歳、2歳児については、眠っている子どもの傍で、うつぶせ寝になったら仰向けに直しながら、呼吸、顔色、咳、鼻水、発熱等の変化を観察し、記録することが必要です。

ウ 園外保育時の事故防止

子どもの健全な成長発達のためには、散歩等戸外での活動は不可欠ですが、施設外に出るリスクを充分認識し、準備することが必要です。交通事故、不審者等の外的要因や、公園の遊具等の安全確認、子どもの行動把握等、危険因子は様々です。散歩マニュアルを作成し、保育者等で共有することが大事です。例えば、目的地までより安全に通れる道はどこか、目的地ごとに、通るルートを決めておくことは、緊急時に速やかに対応することにつながります。さらに、緊急事態発生時は子どもの安全確保を最優先にした行動をとることが重要です。

エ プール・水遊びの事故予防

溺水は、気道内に水が入り込んで、気道が閉塞することで起こります。乳幼児においては、水深が浅いところでも、死亡につながる危険性があることを認識したうえで、プール・水遊びをどのように取り入れるか十分話し合うことが必要です。計画を作成し、保育者等の役割や動きを明確にして行います。

プール・水遊びの事故防止としては、保育者等が共通理解のもと、安全・衛生管理を徹底したうえで、「監視」を担当する保育者等を配置することが必要です。

オ 災害への備え

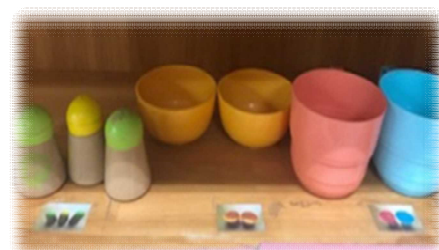
就学前教育・保育施設の最も基本的事項は、子どもの「命を守る」ことです。地震や火災等の災害はいつ起こるかわかりません。危機的なことが起こった時に、安全を第一に考え、子どもの命を守るために、日々の教育・保育の中でできることを積み重ね、備えることが大切です。年間計画を作成し、災害に備えた初期消火訓練・集合訓練・屋外への避難等の避難訓練の実施や非常持ち出しの準備確認を行います。消防署や地域との連携も重要です。

また、災害発生時に備え、一定の水や食料を備蓄しておくことが必要です。

カ 防犯対策

不審者等への防犯対策としての防犯訓練の実施やセキュリティ対策、安全な環境を実現するための安全点検や環境整備等を実施します。

就学前教育・保育施設においては、不審者侵入を防ぐために、門扉の施錠を確実にを行うとともに、保護者の協力のもと、日頃より部外者が入れないようにしておく必要があります。万が一施設内に不審者が侵入した場合や、散歩中に不審者に遭遇した場合に、どう子どもを守るか、様々な状況を想定して、防犯訓練を行い、いざという時に保育者等が迅速かつ的確な行動をとれるようにすることが求められます。



【（安全管理（保育環境の安全確保））チェックリスト】

【安全管理全体の取り組み】

- 保育者等が子どもの特性を理解し、子ども自身では基本的には身の安全を守れないことを自覚し、環境の見直しを行っている。
- 保育室及び園庭等について、具体的項目によるチェックリストを作成し、安全点検を行っている。
- 安全教育により子どもが危険を予測したり、身の安全を守ったり、事故を未然に防ぐ力が付くように指導している。

【事故防止】

- 事故が起こってしまった場合はK-SHELL分析法などを用いて事故の要因を分析し、事故防止対策を立てるとともに、情報開示を行い共有している。
- ヒヤリハット事例を集め、安全管理に活用している。
- 内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日）を確認している。
- 119番通報を含む緊急事態への手順を、マニュアルや定期訓練で全保育者等が共有している。
- 子どもを対象とした心肺蘇生などの応急処置や非常時の対応ができる。

【SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防】

- 配置されている保育者等が常に子どもの様子を観察し、0歳児5分毎、1・2歳児10分毎の記録がある。（子どもの顔の向きの記事・うつぶせ寝を仰向けに直した記録含む）
- 保護者向けに情報を発信し、家庭でも仰向けに寝かせてもらうようにしている。

【園外保育】

- 散歩マップを作成し、施設周辺の危険箇所や通行ルートを確認し、保育士等が共有している。
- 施設外に出る際には、散歩日誌等に出発時間・帰園予定時間、子どもと保育者等の人数、行先、保育者等の連絡先を明記している。

【プール遊び・水遊びの事故予防】

- 中野区から送付した「保育園プールの開始に伴う安全・衛生管理その他の取り扱いについて」を確認している。
- プール活動・水遊びに関するマニュアルを作成している。
- プール活動の際には、監視者が子どもの様子を常に見守る体制を作っている。
- プール活動に関わる保育者等は、子どもを対象とした心肺蘇生等の応急処置や非常時の対応を学んでいる。

【災害への備え】

- 災害に備えた防災計画があり、毎月の避難訓練(初期消火含む)の実施や年に1回以上は大震災を想定した保護者への引き渡し訓練を行っている。
- 様々な時間や活動、場所での災害発生を想定した避難訓練を実施するとともに、非常持ち出しの準備等も行い備えている。
- 一時避難場所及び広域避難場所について避難経路も含め全保育者等が理解し、保護者にも伝えている。

【防犯対策】

- 防犯対策としての防犯訓練の実施やセキュリティ対策、安全な環境を実現するための安全点検や環境整備等を実施している。

(8) 特別な支援を要する子どもへの対応

【子どもたちの姿】子ども一人ひとりの特性や個性が認められ、支援を通じて安定して、持てる力を伸ばし、生き生きと過ごしている。

- ・一人ひとりが抱えている課題をしっかりと把握し、必要な支援に取り組みます。
- ・子どもの利益を第一に考え、関係機関と連携を取りながら対応します。

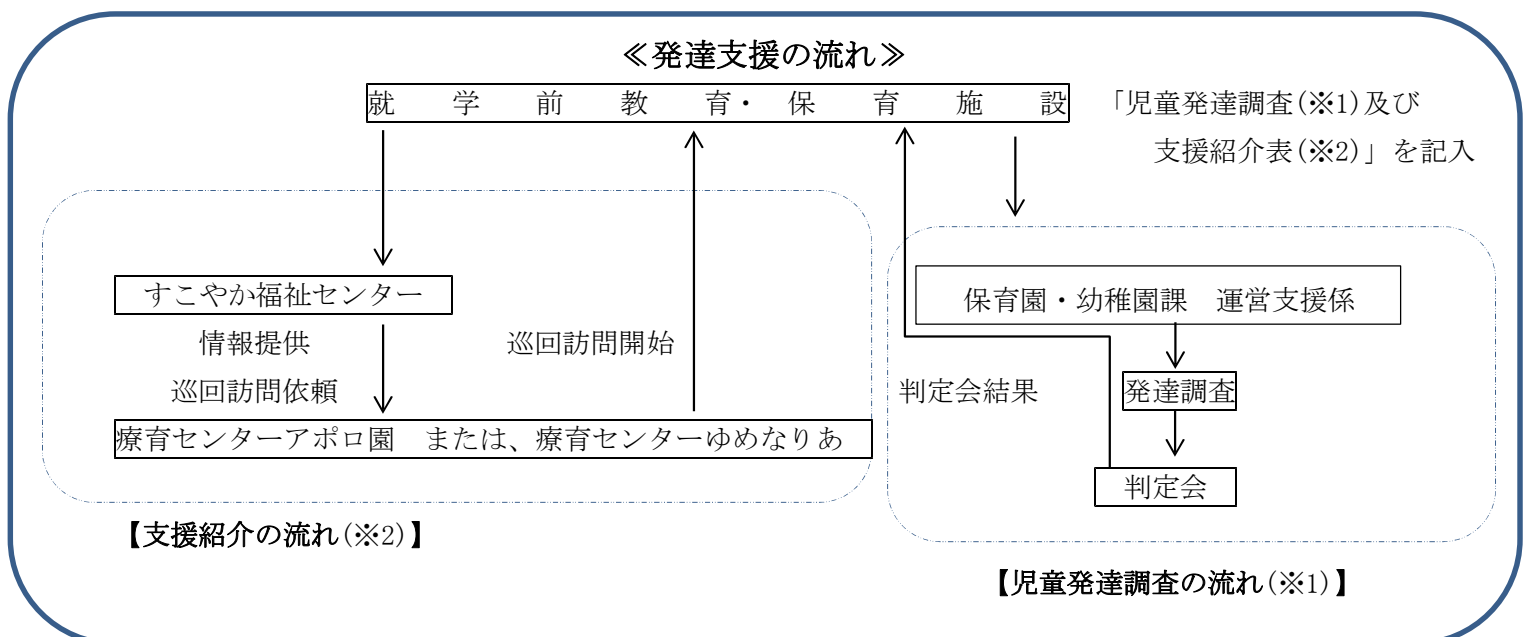
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定しています。こうした法の趣旨を踏まえ、家庭や医療機関・関係機関、地域と連携して子どもの育ちを支援していくことが大切です。

就学前教育・保育施設は、一人ひとりの特性・個性が認められ、一人の人間として大切にされ、共に育ち合う場所です。一人ひとりの状況を把握し、子どもが必要とする適切な支援を行うことで、子どもが安心して生活できる環境を整える必要があります。そして、保護者の子育てを支援することで、保護者と子どもの安定した関係を築き子育てへの自信につながるよう取り組んでいます。また、これらの支援には、より深い子どもや保護者への理解と専門的知識が必要です。保育者は専門研修を受講したり、園内研修に取り組んだりして、保育者等の知識・技術の向上に努めることが重要です。

ア 発達に課題のある子どもの支援

発達に課題のある子どもの保育にあたっては、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもと、課題のある子どもが他の子どもとの遊びや生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けて保育を進めていきます。また、すこやか福祉センターや療育センターなどの関係機関と連携をとりながら、協力したり助言を受けたりしながら支援していくことが重要です。

中野区では、特別な支援を要する子どもの課題に応じ、必要に応じて、保育者等を加配して教育・保育を行うことで、それぞれの子どもに合った支援を行っています。



イ 外国籍家庭等特別な配慮を必要とする子どもの支援

近年、外国籍の子どもが入園する状況が多くなってきました。日本の生活や文化に慣れない子どもや保護者が施設の生活に必要な言葉や生活習慣を習得し、安心して過ごせるよう、一人ひとりに応じた配慮や保護者への丁寧な対応が必要です。

ウ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

就学前教育・保育施設は児童虐待防止の役割を担い、保育者等は、児童虐待を発見しやすい立場にあるため、児童虐待の早期発見や保護者への啓発及び通告の義務があることを自覚したうえで、日々子どもや保護者の変化に気を配ることが必要です。

少子化や地域との希薄化が進む中、子育ての経験が乏しく子どもとの関わり方がわからなかったり、身近に相談を求める相手がおらず、子育てに不安や悩みを抱いたり、子どもに不適切な関わりをしてしまう保護者もいます。こうした保護者に対して、保育者は子どもの発達と内面について理解し、保護者対応など専門性を生かした支援をすることが不可欠です。また、個別の支援にあたっては、他の機関との連携や保育施設全体で情報を共有し、役割分担をしながら支える体制を作り、組織的な対応を行う必要があります。



【（特別な支援を要する子どもへの対応）チェックリスト】

【発達に課題のある子どもへの支援】

- 一人ひとりの発達を十分に考慮し、個別指導計画を作成するとともに、個別日誌を記載し、子どもの姿や援助の方法について振り返りを行い、保育に活かしている。
- 保護者と連絡帳や面談等で子どもの様子や課題を伝え合い、家庭との連携を密にして共に育てることを大切にしている。
- 子どもの困っている原因を考え、視覚でわかりやすい絵や写真カードの利用や一人で落ち着ける空間づくり等、子どもの思いを尊重した関わりをしている。
- 支援の必要な子どももそうでない子どもも共に過ごす中で、互いに認め合い、相手を思いやり尊重する気持ちが育っている。
- かかりつけ医や専門機関(療育センターアポロ園・療育センターゆめなりあ)等、状況に応じて関係機関と連携を取り、巡回指導時の助言を通し、子どもの理解に努め、日々の対応に反映している。
- 専門研修を受講し、支援を必要とする子どもへの知識と理解を深めている。
- 区が支援を必要と認めた子どもに対して、必要に応じ保育者等の加配をして保育をしている。

【外国籍家庭など特別な配慮を必要とする子どもへの支援】

- 保護者が育った環境(文化や習慣)を受け止め、保護者の気持ちに寄り添った対応をしている。
- 園からのおたよりや連絡帳は、保護者が理解できるひらがな・ローマ字等で提供したり、口頭で確認を行ったりして、連絡漏れがないよう関わっている。
- 送迎時などを利用し、保護者と丁寧に関わる中で、家庭での状況や問題を把握したうえで、子どもの発達や行動の特徴、就学前教育・保育施設での生活の状況や課題を伝え共有できている。

【不適切な養育等が疑われる家庭への支援】

- 就学前教育・保育施設の保育者等は、児童虐待防止のため、児童虐待の早期発見や保護者への啓発及び通告の義務があることを自覚している。
- 一人ひとりの子どもの発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行うために専門機関との連携の中、子どもの安全を第一優先に考えて行動している。
- 日々子どもの様子(身体への観察や精神面、言動、保護者の様子等)を観察し、虐待が疑われるときには、関係機関への通報等、連携をしている。
- 子どもや保護者の様子、施設の対応等について記録をとり、定期的に保育者等間でケース会議を実施、支援方針の共通理解を深めている。
- 保育者が一人で抱え込むことなく、施設内での対応の仕方・保育者等の悩みを相談できる環境がある。



(9) 子育て支援と地域との連携

【子どもたちの姿】就学前教育・保育施設、家庭、地域の連携の中で子どもが健やかに育っている。

- ・「子育ては楽しい」と感じながら安心して子育てができるよう、保育者は専門的知識をもって子育て家庭の支援をしていきます。
- ・子どもの成長を共に喜び、保護者の子育てへの自信や意欲を高めていきます。

就学前教育・保育施設における保護者に対する子育て支援は、すべての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、家庭と連携しながら進めていきます。保護者と共に子どもの育ちを支えるために、就学前教育・保育施設で勤務する保育者が専門的知識と技術をもって、保護者や子育て家庭の支援をしていきます。

子育て支援にあたっては、保育者等が保護者と連携し、子どもの育ちを支えていく視点をもつことが大切です。子どもの育ちには、子どもそれぞれの過程があり、目の前の子どもの姿とその意味を保護者に丁寧に伝え、子どもの育ちを保護者と共に喜び合ったり一緒に考えたりする関係づくりが重要となっていきます。その中で保護者の不安な気持ちや悩みに寄り添いながら、相談、助言、具体的な子どもへの関わり方を伝えていきます。子育てに不安を感じている保護者も「子育ては大変だけれども楽しい」と感じながら安心して子育てができるよう、保護者の子育てへの自信や意欲を高めることが大切です。そして保護者の養育する姿勢や力の発揮を支えるためにも、保護者自身の主体性、自己決定を尊重することを子育て支援の基本とします。

ア 就学前教育・保育施設の保護者に対する子育て支援

就学前教育・保育施設は、子どもの教育・保育にあたって、子どもの健やかな育ちの実現に向けて、保護者に教育・保育を理解してもらい、子ども一人ひとりの発達課題、目標などを保護者と共有し、子どもの成長を支援します。

そのためには、送迎時の対話、連絡帳、電話や面談等、様々な機会を捉えて行い、日頃からの保護者との関係づくりが重要です。保護者の子育ての悩みは一緒に考え、要望、意見には誠実に向き合いながら丁寧に対応し、保護者が子育ての喜びを感じ、安心して子育てができるように努めます。また、子どもの発達の課題等については、保護者の状況に配慮しながら理解を求め、必要に応じて関係機関との連携を進めていきます。

イ 地域の保護者に対する子育て支援

現代において子育てをしている保護者は、身近な人に子育てを相談したり、子育てを学び合ったりする機会が少なくなっています。家庭で子育てをする保護者にとっては、不安を感じたりする環境となりやすいため、就学前教育・保育施設は状況に合わせて、地域の子育て支援を行います。体験保育、子育て広場、園庭開放など、保護者同士の交流の場を提供し、専門知識を基に子育ての相談に応じます。

また、中野区の取組として、「保育園・認定こども園子育て支援のご案内」のパンフレットを年度ごとに作成し、すこやか福祉センター、区民活動センター等を通じて配布したり、区のホームページで毎月予定や内容についてお知らせしたりして、子育て情報を区民向けにタイムリーに提供しています。

ウ 地域との交流や連携

就学前教育・保育施設は自らの役割や専門性の範囲に加え、関係機関及び関係者の役割や機能をよく理解し、すこやか福祉センターや子ども家庭支援センター等、様々な社会資源を活用しながら支援を行うことが求められます。また、地域における子育て支援に関する情報を把握し、それらを状況に応じて適切に紹介、提供することも大切です。

また、就学前教育・保育施設の行事に地域住民を誘い参加してもらったり、近くの高齢者施設に出向いたり、近隣施設の園児同士の交流の場を設定する等、子どもが就学前教育・保育施設の保育者等以外の地域の方々とも交流できる機会を作ります。

中野区では、中・高校生を受け入れての「ふれあい体験」等、次世代育成事業も実施しており、様々な年齢層と関わることを意識した子育て支援を行います。

【（子育て支援と地域との連携）チェックリスト】

【就学前教育・保育施設の保護者に対する子育て支援】

- 園だより、クラスだより、保健だより等を発行したり、教育・保育方針や計画を掲示したりして子どもの様子を紹介している。
- 登降園時間の会話や連絡帳等の日々のコミュニケーションや行事等の様々な機会を通じて保育の意図、子どもの状況等について、保護者と共有している。
- 保護者の相談に傾聴し、悩み等は一緒に考え必要に応じて助言しながら、保護者自ら問題解決に向かえるよう支援している。
- 保護者会や個人面談の中で、子どもの就学前教育・保育施設での様子や、保育者の関わりの意図を伝え、保護者との共通理解の場を作っている。
- 保護者会や行事等で保護者同士の交流の場を提供し、保護者同士のつながりを支援している。
- 保育者は専門機関の機能を理解し、必要とする家庭を支援につなげている。

【地域の保護者に対する子育て支援】

- 地域の子育て中の保護者を対象とした体験保育・園庭開放・育児講座・園行事への誘い、保護者とコミュニケーションを取りつつ、子育て相談にも応じる等、子育て支援に取り組んでいる。
- 必要に応じて、保護者に専門機関を紹介する等、関係機関と連携している。

【地域との交流や連携】

- 就学前教育・保育施設の保育者は、要保護児童対策地域協議会、保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会、中野区就学前教育・保育情報交換会、地区懇談会等に参加し、地域の情報収集を行い、連携を図っている。
- 子どもが近隣施設と交流する機会を設けている。
- 中高生ふれあい体験やボランティア等の受け入れや、近隣の高齢者施設に出向く等、子どもが通っている施設の保育者等以外の人と交流できる機会を設けている。

2 保育者等の資質向上の取組

- ・保育者等は、温かい心をもって子どもを受け入れ、全力で子どもに愛情を注ぐことのできる人間性と専門性の向上に努めます。
- ・一人ひとりの子どもを心から尊重し、子どもや保護者から信頼されるよう心がけます。

就学前教育・保育施設の保育者等は、職務への責任感と保育者としての倫理観をもつことが必要です。そのうえで、乳幼児期の子どもの発達に関する保育の専門知識と、子どもの経験や興味に応じて様々な遊びを豊かに展開していくための保育技術等をもたなくてはなりません。

そのために就学前教育・保育施設の保育者等は、子どもを受容する温かい心と子どもに全力で愛情を注ぐことのできる人間性を常にもち、専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、子どもや保護者から信頼されることが求められます。

子どもが人と関わり合う心地よさを味わい、安心して自ら主体的に活動するために、保育者等は子どもの成長発達を踏まえ、子どもの気持ちを汲み取り、言葉をかけ、共感し、受容しながら、一人ひとりの存在を認めていくことが大切です。そのような関わりにより、子どもが人・物・自然などに触れ、興味・関心を広げ、様々な心情・意欲・態度を身に付け、生きる力の基礎を培っていきます。

また、施設長・主任は施設の課題を自覚し、保育者等に対し指導や助言を行うなど保育者等の育成に努め、さらに、保育者等の専門性の向上が図られるよう、中野区やその他の研修に参加しやすいように体制を整え、積極的に研修に参加できるよう努めます。

中野区では「合同研究」や「研究保育」等、中野区の就学前教育・保育施設から参加者を募り、研究を深めています。

「合同研究」は、教育委員会主催で行われ日常の教育・保育実践等についての研究を行い、幼児教育関連施設における質の向上に寄与する目的で学識経験者をアドバイザーに迎えて、参加者は活発な討議を進めています。各就学前教育・保育施設から実践を持ち寄って、幼児期までに育みたい「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」を意識した意見交換と分析を重ねています。その研究実績は、就学前教育・保育施設だけでなく、小学校・中学校へも広く報告され、保育実践の実際を共有する機会となっています。

「研究保育」は、中野区が就学前教育・保育施設を対象に数多く行っている研修の一つです。これは小学校の研究授業につながるものであり、日常の教育・保育を観察することで、これまでと違う視点での気づきを引き出し、相互に意見交換をすることで自分の教育・保育を振り返り、保育の質・保育者等の資質向上を目指すことを目的としています。環境や保育者集団が異なっても、日々の保育の中のヒントを探し出すことで、より豊かな遊びの展開ができます。子どもたちのわくわくする気持ちを盛り上げる、楽しい遊び方の再確認もできます。それは発表者も研修参加者も共に学び合える場となっています。

さらに中野区では「中野区運動遊びプログラム」を作成し、運動遊びの取組を実施しています。このプログラムは「活発に身体を動かしていろいろな遊びを楽しみ、身体を動かすことが大好きな子どもた



ちに育てる」ことをねらいとしています。発達の段階に応じて無理なく取り入れられる工夫や、クラス全員で行えるような運動遊びがあり、身体を動かすことが少ない子どもも運動の機会を楽しく増やしていくことができます。ふさわしい道具や用具、園庭があることも重要ですが、それに代わるものや場所を工夫することは可能であり、大切なことです。いつでもどこでも友だちと一緒に身体を動かし、子ども自身が創造的に発展させて繰り返し遊ぶことが大切であり、より楽しく継続していくことで運動遊びの充実につながります。

また、すべての子どもの心身の健全な成長発達の援助として、「中野区運動遊びプログラムにつながる乳児期からの運動あそび」も作成されています。幼児になって突然運動遊びを始めるのではなく、乳児期からその成長発達に応じた遊びの提供によって、滑らかな身体の動きを身に付けていきます。これらのプログラムを参考に、就学前教育・保育施設では、創意工夫を凝らした実践を重ねて遊びの充実を図っています。



中野区運動遊びプログラムの実践
[ボール遊び]

【（保育者等の資質向上の取組）チェックリスト】

【保育所保育指針の理解】

保育所保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に生かしており、向上心をもって取り組んでいる。

【保育の専門知識や保育技術】

乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に、一人ひとりの子どもの発達を援助している。

子どもの経験や興味、関心に応じて様々な遊びを豊かに展開していくための技術をもって保育している。

【保育者等の育成】

施設長・主任は、施設の課題を自覚し、保育者等に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。

中野区やその他の研修に保育者等が参加しやすいように体制を整え、積極的に研修に参加させている。

【保育者等の資質】

倫理観、人間性、保育者等としての責任感と、専門性の向上に努めながら保育に従事している。

職員会議、園内・園外研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術や子ども理解について「気付き」の機会を多くもち、さらに自分の保育に対する同僚や上司からの批評や意見を聞き、質の向上に努めている。

3 施設の運営体制

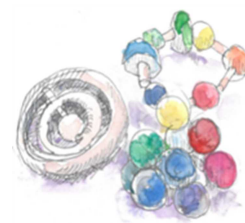
- ・事業者は、保育者等が安心して働ける環境や運営体制を整備します。
- ・保育者等は、役割や業務分担を明確にし、協力し、高め合いながら、常により良い保育に向かって取り組みます。

教育・保育の質を考える時、中心となるのは保育者等の人材であり、人材の確保と人材育成が最も重要な条件です。良い人材である保育者等が、資質・能力を発揮していくためには、施設の運営体制を確立しなくてはなりません。

まず、保育者等が安心して教育・保育に従事できるよう、運営事業者の経営が健全に行われていることが不可欠です。社会保障や雇用条件、労働条件が整備されていることが働くうえでの基盤となります。

次に、就学前教育・保育施設が適切な広さや設備を有し、子どもや保育者等が、心地よく生活できる保育室の空間が確保され、保育に必要な備品や遊具・玩具に必要な経費が確保されていなければなりません。

また、教育・保育環境を整備するうえで、保育者等の意見が反映されることで、より良い教育・保育を展開することができます。保育者の構成として望まれるのは、経験年数や年齢に応じてバランスよく必要な人数が配置されていることです。保育者同士が安心して学び合うことができ、教育・保育への意欲や自己啓発への取組を支え、教育・保育の質の向上につながります。



また、保育者の育成のために研修の充実が重要です。内部研修のみならず、外部研修に積極的に参加して学びを持ち帰り、保育者にフィードバックすることによって学びの共有をしていきます。区が実施する研修や講演会及び合同研究等に参加し、教育・保育技術や知識を深めることが、保育の質の向上につながります。

そして、就学前教育・保育施設が運営の向上、改善を進めるためには、就学前教育・保育施設としての自己評価を行い、利用者である保護者に公表する仕組みを整えることが必要です。保護者の苦情や意見に対しては、苦情解決窓口や第三者委員を設置し、丁寧に対応、検討して、改善策を見出していきます。苦情や意見を受けたら「より良い施設運営のための気付きを得る機会」と、前向きに捉えることで改善につなげていくことができます。また、第三者評価等で利用者アンケートを実施し、運営全般に対する利用者の意見を分析、検討して改善につなげることも重要です。意見やそれに対する対応、改善については、利用者に公表し、共有します。

さらに、職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント）について全保育者等が正しく理解し、ハラスメントの防止と解決に向けた取組を進める必要があります。一人ひとりの保育者等が個人として尊重され、最大限その能力を発揮できるよう良好な職場環境をつくり、維持していくことが求められています。

事業主は、これらの体制を整えたうえで、施設長、主任、専門職、リーダー、クラス担当等がそれぞれの役割や業務分担を明確にし、協力して、常により良い教育・保育に向かって取り組むことが求められます。就学前教育・保育施設の運営を円滑に進めるためには、情報を共有し、保育者同士が意見交換する場が必要です。日々の中で短時間ミーティングを行ったり、計画的、定期的に会議や園内研修の場を設けたりすることで、組織として共通理解をもった就学前教育・保育施設の運営ができます。

【（施設の運営体制）チェックリスト】

【事業者のあり方】

- 運営事業者として、熱意と積極性をもっており、保育に対する理念や方針が明確である。
- 事業計画に基づいて事業を実施し、実績を事業報告にまとめ、次年度に活かしている。
- 施設を運営していくにあたって、現場での意見が経営者層の判断材料となる施設である。
- 就業規則が明確である。
- 保育者等が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態となっており、保育者等の雇用の安定が図られている。
- 保育者等が安心して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）が整備されている。
- 保育者等のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取組を実践している。
- 保育者等の自己啓発やリフレッシュのための労働環境（人員配置・時間の保障）を整えている。
- 職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント）について全保育者等が正しく理解し、職場でのハラスメントの防止と解決に向けて取り組んでいる。

【保育施設の自己評価】

- 第三者評価、利用者アンケート等に取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。

【苦情解決】

- 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じている。

【保育者配置と組織体制】

- 保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の教育・保育経験年数や年齢が適切である。
- 保育者の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。
- 保育者、栄養士や保健師・看護師などの専門職を適正に配置している。
- 「保育者の資質」を身に付けるため、通常業務内においてOJTや研修・講演会等に参加し、学習機会がもてるよう、計画的に時間を確保し、保育者体制を整えている。
- 会議を定期的かつ必要に応じて開催し、保育目標、保育の状況、一人ひとりの子どもの発達状況について話し合い、共有している。
- 保育者等の役割分担を明確にし、協力体制をとって保育している。

4 保育の質の向上のため、それぞれに求められること

- ・事業者、就学前教育・保育施設保育者等、保護者、地域、中野区が一体となって、教育・保育の質の維持・向上に取り組みます。

中野区ではすべての就学前教育・保育施設が子どもを中心とした保育を実践する「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」(中野区子ども・子育て支援事業計画 基本理念)の実現を目指します。その実現に向けて、事業者、就学前教育・保育施設保育者等、保護者、地域、中野区が一体となって教育・保育の質の維持・向上に取り組んでいきます。

事業者	子どもの視点での保育環境の整備を行う
	保育者等の労働条件・労働環境・報酬等の安定を図る
	就学前教育・保育施設保育者等の専門性を高める意欲を支援する
	保護者等が必要とする運営や保育に関する情報を公開する
	施設間で連携できる環境を整備する
	恒久的な施設運営のため安定した経営を行う
	地域に根ざした施設運営を行い、地域と保育施設の適切な関係を保つ
就学前教育・保育施設保育者等	子どもを中心とした保育に意欲的に取り組む
	一人ひとりの子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う
	専門性を高め、経験を豊かにし、保育の質を高める
	子どもの育つ姿や保育の意図を伝え、保護者を支援する
	地域に根ざした保育運営を行う
	保育の意図や子どもの育つ姿を伝え、在宅子育てを支援する
保護者・地域	子どものための保育や保育の専門性を理解する
	保護者同士がつながり、子育てに関する情報を共有する
	必要な情報を収集し適正に利用する
	就学前教育・保育施設の保育に協力し、参画・参加する
	子どもの安全を見守る
	就学前教育・保育施設保育者等と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望をもつ
中野区	中野区の保育理念・保育方針を明示する
	就学前教育・保育施設保育者等の専門性を高めるための機会を提供する
	各保育園の状況を把握、理解したうえで、施設間の連携を強める仕組みをつくる
	保護者の必要とする情報をわかりやすく提供する
	事業者、保育者等、保護者、地域をつなげる
	子どもを中心とした保育の質の向上への取組を支援する
	屋外活動を推進するための調整や支援をする
	保護者、地域、事業者が「ガイドライン」を共有し、役立てられるよう保育者等を支援する

第3期中野区子ども・子育て会議委員（敬称略）

No.	区 分	委員氏名	所 属 等
1	学識経験者(会長)	寺田 清美	東京成徳短期大学幼児教育科教授
2	学識経験者(副会長)	和泉 徹彦	嘉悦大学経営経済学部教授
3	学識経験者	小山 朝子	帝京平成大学現代ライフ学部講師
4	学識経験者	新開 よしみ	東京家政学院大学現代生活学部教授
5	私立幼稚園	関 政子	やはた幼稚園園長、やはたみずのとう幼稚園園長
6	私立保育園	谷崎 みよ子	とちの木保育園園長
7	地域型保育事業等	角田 祐実子	株式会社東京アスレティッククラブ
8	地域型保育事業等	荻野 恵	株式会社東京アスレティッククラブ
9	私立幼稚園保護者	鯉沼 美香子	やはたみずのとう幼稚園保護者
10	私立保育園保護者	藤田 哲史	桃が丘さゆり保育園保護者
11	地域関係者	遠藤 久子	中野区町会連合会
12	地域関係者	岡見 初音	中野区民生・児童委員協議会
13	地域関係者	長田 久雄	中野区社会福祉協議会事務局長
14	地域関係者	上村 晃一	中野区社会福祉協議会事務局長
15	公募	中村 美恵	区民
16	公募	山本 麻由美	区民

※会長、副会長以下は区分ごとに五十音順、任期順で表記

中野区子ども・子育て会議中野区保育の質ガイドライン検討部会委員（敬称略）

No.	所 属 等	委員氏名
1	共立女子大学家政学部児童学科教授(会長)	田代 幸代
2	帝京平成大学現代ライフ学部講師(副会長)	小山 朝子
3	やはた幼稚園園長、やはたみずのとう幼稚園園長	関 政子
4	陽だまりの丘保育園園長	曾木 書代
5	桃が丘さゆり保育園保護者	藤田 哲史
6	一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会会長	新津 ふみ子
7	中野区立かみさぎ幼稚園園長	宮本 実利
8	中野区立弥生保育園園長	滝瀬 恭子

※会長、副会長以下は区分ごとに五十音順で表記

× ㄷ

A series of horizontal dotted lines for writing.

× ㄷ

A series of horizontal dashed lines for writing.



イラスト 鶴田 由起子